

令和 7 年度熊取町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

熊取町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針(以下「調達方針」という。)を定め、本町における障がい者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

1 目的

本町が障がい者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の優先的な調達を推進することにより、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達方針の対象となる障がい者就労施設等

調達方針の対象となる障がい者就労施設等は障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する以下の施設等のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障がい者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい者福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所)
- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 号の規定により必要な経費の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 1 号に規定する事業所(特例子会社)
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所(重度障がい者多数雇用事業所)
- (7) 在宅就業障がい者
- (8) 在宅就業支援団体

5 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達の推進にあたっては、本町の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮す

るよう努めるものとする。

- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り町内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。また障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう分離分割発注をおこなったり、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努める。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。
- (5) 障がい者就労施設等から円滑な調達が図れるよう障がい福祉課から必要な情報を庁内各課に提供する。
- (6) 障がい者の自立の促進に寄与するため、庁内各課所管の会議等における周知や町が直接発注する物品に限らず、庁内やイベント等における障がい者就労施設等からの物品の販売の場の提供など可能な範囲で調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。
- (7) 障がい福祉課は、庁内の各課が障がい者就労施設等から調達した実績及び今後の調達予定を調査し、障がい者就労施設等に規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努める。
- (8) 障がい者就労施設等から物品等を調達する際は、熊取町契約規則（平成 14 年規則第 12 号）第 22 条第 1 項第 6 号を適用し比較見積書を省略することができるものとし、庁内における発注業務の簡素化を図るものとする。

6 調達目標

- (1) 本町は、障がい者就労施設等からの物品等の計画的な調達の推進に努め、令和 7 年度の調達実績額が前年度実績を上まわることを目標とする。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、分野・品目を限定することなく調達するように努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要をとりまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

8 策定日

令和 7 年 4 月 1 日